

記入例

令和 〇 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 〇 年 〇 月 〇 日 佐野市長 様		フリガナ サノ タロウ	
住所 123 - 4567 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	氏名 佐野 太郎		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	電話番号 0123 - 45 - 6789	生年月日 明・大・昭 〇・□・△ 平・令	

提出日を記入してください。

赤色の太枠内の項目(住所、氏名(フリガナ)、個人番号(マイナンバー)、電話番号、生年月日)を全て記入してください。
※ 住所は住民票に登録されている住所を記入してください。
※ 申請書提出後に記載内容について変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要となります。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 〇 年 △ 月 △ 日	5,000 円

寄附の年月日と寄附金額を記入してください。

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受ける場合、それぞれ

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない場合、チェックしてください。 ②

- ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である。



(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書き除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金(ふるさと納税)を支出する年の年分の所得税について、当該寄附金に係る申告書の提出(当該申告書の提出)

ワンストップ特例申請で寄付をする自治体数が年間で5団体以下であると見込まれる場合、チェックしてください。

- ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である



(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日～12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行った地方団体の長

- ワンストップ申請を希望される方は、申請書に加え、「本人確認書類」と「マイナンバー確認書類」を忘れずに添付し、寄附した翌年の1月10日まで(必着)に提出してください。
(添付書類は、特例申請書と同封で送付、もしくは特例申請書の裏面に貼付してください。)
- ワンストップ特例(寄附金税額控除に係る申告特例申請)は、確定申告や住民税申告を要しない方が「ふるさと納税(寄附)」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、税控除が受けられる特例制度です。
- 地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告や住民税申告をした場合、または、ワンストップ特例の申請団体が5団体を超えた場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされます。
そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加により確定申告や住民税申告の必要が生じた場合は、寄附金控除の手続きも併せて申告を行ってください。
※ 住民税の賦課決定後に確定申告された場合も特例申請がなかったものとみなされ、住民税額が再計算されますのでご注意ください。